

「林業福島 No. 717」(普及指導員通信)

森林経営管理制度の市町村支援と着実な森林整備の実行に向けて

福島県南会津農林事務所 林業普及指導員 芳賀亮汰

1 はじめに

平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づく森林経営管理制度(以下、管理制度)は、所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合、林業経営に適した森林を林業経営者に再委託するなどにより、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮を目的としております。

当事務所では、各町村の林業を取り巻く実情が異なる点に十分配慮しながら、管理制度による森林整備の進め方を検討し取り組みましたのでその成果について紹介します。

2 南会津町の状況について

南会津町では令和元年度から森林所有者への森林管理の意向調査を開始していますが、令和4年度まで経営管理権集積計画(以下、集積計画)が作成できておらず、森林整備が進んでいませんでした。

また、意向調査が完了した森林においても、町へ委託したい意向の森林が小規模で分散しているため、経営管理の集約化が難しくなっていました。

さらに、集積計画作成等の業務は、林業の知識が必要とされますが、町の林務担当者が少なく、その実行体制が不十分なため、集積計画の作成が見込めない状況となっていました。

3 意向調査地区での森林整備

町による集積計画の作成が困難という実態を踏まえ、当事務所では集積計画に因らない手法として、林業経営体へのあっせんによる森林整備を提案しました。町の考えも集積計画の作成を優先せず林業経営体の自主的な森林整備を促す考えだったことから、林業経営体へあっせんするための具体的な取組を支援することとしました。

提案に当たっては、令和元年度に意向調査を行った藤生地区をモデル地区としました。当地区は林業専用道の開設が計画され、効率的な森林整備が期待できるため、路網整備の計画に合わせて樹種別の林相や過去の施業履歴を反映した森林整備計画図の作成やそれをういた南会津森林組合への森林整備のあっせんを支援しました。

また、町や森林組合と共に地区座談会に複数回参加し、意向調査が完了した地区に対し、施行案を広く提案することができました。区長をはじめ地区住民も森林整備の必要性を感じており、「長らく手入れをしていなかったため、ありがたい」等の声もあって、所有者から森林整備にかかる承諾を得ることができました。

その結果、意向調査で既に回答のあった約44haを上回る森林面積（約125ha）の森林経営計画が策定され、令和5年度には初めて同制度による間伐を23.74ha実施することができました。

4 今後の展開

南会津町では他の地区でも当手法による森林整備を検討しておりますので、引き続き支援を進めてまいります。下郷町では森林経営計画に基づく森林整備へ支援を行っており、また、只見町では町職員による地区座談会で町内の森林管理のあり方を含めて地域の合意形成を図っています。今後とも地域の森林整備が進むよう森林組合等への計画作成業務を指導するとともに、町村の方々と連携し南会津地域の森林資源に合った取組を進めてまいります。



【藤生地区の林相】



【藤生地区座談会の様子】